

三芳町省エネ家電買換促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高効率な家電製品への買換えを行う者に対し、予算の範囲内において町がその費用の一部を補助することにより、家庭の省エネルギー化を推進し、温室効果ガスの削減及びエネルギー費用の負担軽減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において省エネ家電とは、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネルギー基準達成率」という。）が、経済産業省がエネルギー消費機器ごとに定める最新の目標年度に対して100パーセント以上である家電製品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内の住宅に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 自ら居住する住宅の住居部分に設置している家電（以下「既設家電」という。）を同品目の補助金の交付対象となる製品（以下「補助対象製品」という。）に買換える目的で購入及び設置した者
- (4) 交付申請をしようとする者及びその者が属する世帯において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 当該申請に係る省エネ家電について、国、県等の公的機関が実施する省エネ買換え補助制度等により補助金等の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既設家電を次に掲げる家電と同種の省エネ家電に新たに買換え、既設家電を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、適切に処分す

る事業とする。

- (1) 電気冷蔵庫
- (2) 壁掛け形エアコンディショナー

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は補助対象事業としない。

- (1) 事業所用又は事業用として使用する場合
- (2) リース契約又はレンタル契約により設置する場合
- (3) 未使用品以外の場合
- (4) 町外の事業者から購入した場合
- (5) 新築住宅（建替えを含む）に設置する場合
（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち前条第1項第1号又は第2号に掲げる省エネ家電（交付申請の属する年度の2月末日までに引渡しを受けたものに限る。）の購入及び設置（以下「購入等」という。）に要する費用とし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 既設家電の引取り（家電リサイクル法第9条の引取りをいう。）等に要する費用
- (3) 三芳町地域応援ふれあいクーポン券を使用した額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、製品保証の延長料金その他町長が購入等に要する費用以外のものと認めるもの

2 補助金の交付は、世帯につき1回限り、かつ、前条第1項第1号又は第2号に掲げる省エネ家電いずれか1台とする。

（補助金の額及び補助対象期間）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と次の各号の場合に応じ、当該各号に定める額とを比較して少ない方の額を上限とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号の中小企業者又は同条第5項の小規模企業者から補助対象製品を購入した場合 7万円
- (2) 前号の中小企業者又は小規模企業者以外の者から補助対象製品を購入した場合

5万円

2 補助対象期間は、9月19日から翌年の2月末日までとする。

（補助金の交付申請兼請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、三芳町省エネ家電買換促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、3月15日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 三芳町省エネ家電買換促進補助金チェックシート（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書等（宛名、購入日、補助対象製品名（型番）、販売店名及び販売店所在地が記載されているもの）の写し
- (3) 製造業者が発行した補助対象製品の保証書の写し
- (4) 既設製品の家電リサイクル券（家電リサイクル法第43条第1項の特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）のうち排出者控えの写し
- (5) 省エネルギー基準達成率が、第2条に定める基準以上の製品であることが確認できる書類
- (6) 納品書、配送伝票その他の引渡し日及び設置場所の住所が確認できる書類
- (7) 口座情報（金融機関、支店、口座番号及び口座名義人）が分かる書類の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び交付）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、三芳町省エネ家電買換え促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 町長は、前項に規定する交付決定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されている場合には、期限を定めその返還をさせることができる。

- (1) 交付決定者から辞退の申出があった場合

- (2) 請求書等が決められた期日までに提出されなかった場合
- (3) この要綱又は町長の指示に違反した場合
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (5) その他、町長が不適當であると認めた場合

(製品の管理及び処分)

第10条 交付決定者は、最善の注意をもって補助を受けた製品を使用し、維持管理しなければならない。

2 交付決定者は、本事業の目的に反して補助を受けた製品を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する等の処分をしてはならない。ただし、町長の承認を得た場合には、この限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。